

- ・日本銀行国際局が実施した外部への委託調査に関する報告書です。
- ・本報告書の著作権は日本銀行に帰属します。
- ・本報告書の内容や意見は、執筆者に属し、日本銀行（国際局）あるいは関係者の属する組織の公式見解を示すものではありません。

アジアにおける主権免除法制について

2009年5月

はじめに

本報告書は、日本銀行国際局より、長島・大野・常松法律事務所に委託した「アジアにおける主権免除法制に関する調査」の結果を取りまとめたものである。

主権免除とは、国およびその財産について（当該国以外の）外国における裁判権からの免除を認める法理（制度）である。この法理は、18世紀以降、諸外国において慣習的に認められ、その後、英米法系国では制定法を通じて法制整備なされてきた一方、欧州では判例の蓄積が進んできたとされる。これに対して、日本での法制整備は遅れてきたとされるが、日本政府は、04年12月に国連で採択された主権免除に関する条約¹（United Nations Convention on Jurisdictional Immunities of States and Their Property of 2004（国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約）以下、「国連主権免除条約」）に署名し、急速に法制整備が進んでいる²。

日本銀行では、こうした法制整備の動向を踏まえて「アジアにおける主権免除法制」に関して、委託調査を行うこととした。これまで十分な調査が行われてきていないアジアの主権免除法制、特に外国中央銀行資産の扱いを調査することは、金融市場の競争力の確保やアジア各国の中央銀行との取引関係が拡大している中であって重要と考えたためである。今般は、当該委託調査を基に、外部公表資料を取り纏めて公表する。

日本銀行 国際局
長島・大野・常松法律事務所 弁護士 森口 聡
弁護士 菅 礼子

本報告書は一般的な法律調査であって、個別の状況における主権免除特権適用の有無を論じたものではありません。このため、本調査対象の国において、紛争等が生じた場合には、個別の事案に即した弁護士意見等を聴取の上、対応して下さい。仮に、本報告書における情報を基に対処して損害が発生したとしても、日本銀行ならびに本報告にかかる関係者は、一切の責任を負いません。また、本報告書の内容や意見は、日本銀行あるいは関係者の属する組織の公式見解を示すものではありません。

¹ 当該条約は、<http://untreaty.un.org/ilc/texts/instruments/english/conventions> 参照。

² 法制審議会「主権免除法制部会」が設置され、「外国等にかかる民事裁判権免除法制の整備に関する要綱」を公表した後、当該要綱を基にした法律が公布された(平成21年4月24日)。

目次

| | |
|-----------|----|
| . 概要等 | 1 |
| . シンガポール | 5 |
| . インドネシア | 9 |
| . マレーシア | 14 |
| . フィリピン | 19 |
| . 中華人民共和国 | 24 |
| . 香港 | 28 |
| . ベトナム | 32 |
| . タイ | 36 |
| . 韓国 | 39 |
| XI . インド | 43 |

．概要等

1．構成等

本報告書では、各国ごとに、「1．裁判権免除」と「2．執行免除¹」とを区別して、それぞれについて法令、裁判例、学説の状況、および（もしあれば）備考を示している。また、主権免除法制に関する「3．相互主義(Reciprocity)²の取り扱い状況」および「4．国連主権免除条約の署名及び批准等の状況」も示している。

上記の内容は、（調査の再委託先である）現地法律事務所に対する照会への英文回答に基づき作成した。なお、各国の状況調査を再委託した法律事務所は以下のとおりである。

- シンガポール Allens Arthur Robinson
- インドネシア Widya & Partners(Allens Arthur Robinson 経由)
- マレーシア Raja, Darryl & Loh (Allens Arthure Robinson 経由)
- フィリピン Quiason Makalintal Barot Torres & Ibarra (Allens Arthur Robinson 経由)

- 中華人民共和国 Allens Arthur Robinson
- 香港 Allens Arthur Robinson
- ベトナム Allens Arthur Robinson
- タイ Allens Arthur Robinson
- 韓国 Shin & Kim
- インド Fox Mandal Little

2．概要

(1)裁判権免除

主権免除にかかる単独法が存在する国はシンガポールのみであり（執行免除にかかる規定を含む）、その他の国は別法の解釈問題または Common law 体系で規律されている。概ね、商業的行為に関しては免除特権を認めない、いわゆる制限免除主義を採用している国が多い（タイ、ベトナムは、不明確）。また、中国、インドは、外国への裁判権行使に際しては、其々、中国最高裁判所、インド中央政府の事前の承諾を求めている³。なお、裁判権免除の局面において、中央銀行を明示的に保護する法制は見当たらなかった。

¹ 執行免除については、欧米諸国において、裁判権免除とは異なる扱いを行う例がみられるため、裁判権免除とは区別して調査を行った。

² 相互主義(reciprocity)とは、外交・通商関係において、相手国の自国に対する待遇と同等の待遇を与えようとする主義のことである。なお、欧米諸国でも、相互主義を取り入れる法制がある。

³ 外国国家への裁判の是非に関して、外交上の考慮等から、個別裁判所の判断のみに委ねない法制は欧米にも存在する。

< 裁判権免除を巡る状況一覧 >

| | 国家 | 国家関連機関 | 中央銀行 |
|--------|---|----------------------|--|
| シンガポール | 【法令】 State Immunity Act ^(注1) 。 【判例】 なし。 | 【法令・判例】 同左。 | 【法令・判例】 同左。 |
| インドネシア | 【法令】 民事手続法の解釈で商業的取引には免除なし。 【判例】 あり（制限免除主義を採用） | 【法令】 同左。 【判例】 なし | 【法令・判例】 同左。 |
| マレーシア | 【法令】 なし。 【判例】 Common law で、商業又は取引活動に関連する行為については不免除。 | 【法令】 同左。 【判例】 なし | 【法令】 同左 【判例】 独立した中銀は不免除 ^(注6) 。 |
| フィリピン | 【法令】 なし(憲法) ^(注2) 【判例】 あり：商業行為・私的行為及び所有者としての行為等は不免除。 | 【法令】 同左。 【判例】 同左。 | 【法令】 同左。 【判例】 なし |
| 中国 | 【法令】 最高裁通達で最高裁の許可が必要（但し、具体的記述なし ^(注3) ）。 【判例】 なし | 【法令・判例】 同左。 | 【法令・判例】 同左。 |
| 香港 | 【法令】 なし。 【判例】 Common law で「商業的な取引」に関する紛争の場合等を除き免除。 | 【法令】 同左 【判例】 同左。 | 【法令】 同左 【判例】 独立した中銀は不免除 ^(注6) 。 |
| ベトナム | 【法令】 民事訴訟法の解釈として不明 ^(注4) 。 【判例】 なし | 【法令・判例】 同左。 | 【法令・判例】 同左。 |
| タイ | 【法令】 民事訴訟法の解釈として不明 ^(注5) 。 【判例】 なし | 【法令・判例】 同左。 | 【法令・判例】 同左。 |
| 韓国 | 【法令】 なし。 【判例】 慣習国際法に基づき、「私法的な行為」に裁判権行使。 | 【法令】 同左。 【判例】 なし。 | 【法令・判例】 同左。 |
| インド | 【法令】 民事訴訟法の条項：一定の条件でインド政府が承諾した場合は不免除。 【判例】 あり。 | 【法令】 同左。 【判例】 あり。 | 【法令】 同左。 【判例】 なし。 |

(注1)一般的に裁判権免除を認めた上で、商業取引等、免除が認められない例外を具体列挙。

(注2)憲法上、慣習国際法を法源とすることが定められている。

(注3)現地法律事務所は、具体的な条項がないため訴訟の可能性を示唆。

(注4)現地法律事務所は、外交関係への配慮から、訴訟が受理される可能性は低いと判断。

(注5)現地法律事務所の回答は不明確（なお、タイ政府は、国連主権免除条約の批准を企図）。

(注6)英国判例を基にした判断。

(2)執行免除

シンガポールが包括的な制定法、インドが具体的な条項を有するとして以外は、解釈問題として執行免除について回答があった国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、香港）と法令・判例とも存在せず、取り扱いが判然としない国（中国、ベトナム、タイ、韓国）に分かれた。なお、外国中銀資産の保護に関しては、シンガポール法が特別条項、中国（香港）が特別立法を制定している。同条項・法では、中央銀行資産は、執行免除の例外をなす「商業的財産」とみなさないこととされている。

< 執行免除を巡る状況一覧 >

| | 国家 | 国家関連機関 | 中央銀行 |
|--------|---|----------------------|---------------------------------------|
| シンガポール | 【法令】 State Immunity Act ^(注1) 。 【判例】 なし。 | 【法令・判例】 同左。 | 【法令・判例】同左 ^(注2) 。 |
| インドネシア | 【法令】 解釈上、インドネシア裁判所の最終かつ拘束的判決に基づく差押は可。 【判例】 なし。 | 【法令】 同左。 【判例】 なし。 | 【法令・判例】同左。 |
| マレーシア | 【法令】 なし。 【判例】 なし(但し Common law あり) | 【法令・判例】 同左。 | 【法令・判例】同左。 |
| フィリピン | 【法令】 なし 【判例】 なし：但し、執行免除を認めると解釈できる判例あり。 | 【法令】 同左。 【判例】 なし。 | 【法令】 同左。 【判例】 なし |
| 中国 | 【法令】 なし(執行可能性あり)。 【判例】 なし。 | 【法令・判例】 同左。 | 【法令】特別法 ^(注3) 。 【判例】 なし。 |
| 香港 | 【法令】 なし。 【判例】 Common law で「商業的な取引」等に関連する場合を除き免除。 | 【法令】 なし。 【判例】 なし。 | 【法令】特別法 ^(注3) 。 【判例】 なし。 |
| ベトナム | 【法令】 民事訴訟法の解釈として不明。 【判例】 なし。 | 【法令・判例】 同左。 | 【法令・判例】同左。 |
| タイ | 【法令】 一般法の解釈として不明。 【判例】 なし。 | 【法令・判例】 同左。 | 【法令・判例】同左。 |
| 韓国 | 【法令】 なし。 【判例】 なし。 | 【法令・判例】 同左。 | 【法令・判例】同左。 |
| インド | 【法令】 民事訴訟法の条項：一定の条件でインド政府が承諾した場合、可。 【判例】 なし | 【法令】 同左。 【判例】 なし。 | 【法令・判例】同左。 |

(注1) 執行免除を裁判権免除とは別に認めた上で、商業取引等の例外を具体列挙。

(注2) 中銀資産の保護にかかる特別条項あり。

(注3) 2005年に中銀資産保護にかかる単行法を整備（香港にも適用あり）。

(3)相互主義の取り扱い

【適用】シンガポール、中国・香港、ベトナム

【非適用】インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、韓国、インド

(4)国連主権免除条約の署名及び批准等の状況

【署名国】中国・香港、インド

【未署名国】シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム、タイ(国内法化を準備中)、韓国

．シンガポール

1．裁判権免除

(1) 国家

a. 法令

シンガポールには、外国国家の裁判権免除に関する包括的な制定法(State Immunity Act (Cap 313)。以下、「Act」)が存在する。Actの下、外国国家は、裁判権を一般的に免除される。但し、外国国家がシンガポールの裁判権に服従する場合、商業的取引に関連する場合、シンガポールで履行される義務に関連する場合、シンガポールの土地に関連する場合、シンガポールで履行される雇用契約に関連する場合等の例外がある。

Actの対象

Actは、外国国家(foreign state)や外国国家の政府当局(government authority)に対して提起される法的手続を規定する。Actは、外国国家には当該外国国家の政府(government)及び当該政府の部門(department)を含むとしている。

免除の原則

ActのSection 3は、外国国家に対し、シンガポールの裁判権からの一般的な免除を付与する。この免除は、問題となっている国家(state)がシンガポールにおける裁判手続に関与しない場合であっても適用される。

免除の例外

Actは、外国国家(及び外国国家の政府当局)がシンガポールの裁判所の裁判権に服する様々な例外を規定している。うち重要な例外は、次に掲げるとおりである。

(a)服従(submission)

外国国家が、シンガポールの裁判所の裁判権に服従する場合。(国家が服従したか否かは、シンガポールの裁判所が判断することであるが、) Actは、国家が手続を起し、又は、手続に介入し若しくは何らかの措置を講じた場合、服従があったものとみなすとしている。但し、国家の唯一の行動が、国家が免除を付与されたであろう状況において、免除を主張し、又は、財産(property)に係る利益を請求する目的のためであった場合には、服従したとはみなさない(Section 4)。

(b)商業的取引(commercial transaction)

国家が締結した商業的取引に関連して、法的手続が開始された場合。なお、この例外は、国家と個人との間の雇用契約には適用されない。「商業的取引」は次のように定義されている(Section 5(1)(a))。

(i) 商品又は役務の提供のための契約、

(ii) 貸付、又は、他の信用供与のための取引、及び、かかる取引若しくは他の金融債務に関する保証若しくは補償、並びに

(iii) 国家が、主権(sovereign authority)の行使以外に締結又は従事する、他の取引又は活動（商業的、産業的、金融的、専門的、又は、他の類似の性質であると問わない）

(c)シンガポールにおいて履行されるべき義務

契約条件に基づく全部又は一部の履行がシンガポールで行われる義務に関連して、外国国家に対して、法的手続が開始された場合。この例外は、国家と個人との間の雇用契約には適用されない（Section 5(1)(b)）。

(d)シンガポール内の不動産

手続がシンガポールにおける不動産に関連する場合（Section 8）。

(e)他の例外

シンガポールにおいて履行される雇用契約、シンガポールにおける作為又は不作為によって生じた死亡、人身傷害及び財産損害の請求等もある。

b. 裁判例

シンガポールには、外国国家の裁判権免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

シンガポールには、外国国家の裁判権免除に関する学説は存在しない。

(2) 国家関連機関

a. 法令

外国国家関連機関の裁判権免除も、Act が規律する。Act は、外国の国家関連機関が、外国国家の部門である場合には、外国国家と同様に扱う（一定の例外を除き、裁判権を免除される）。一方、Act は、外国国家の政府機関から区別されており、訴え又は訴えられることのできる団体については、(a)当該団体によって主権の行使についてなされた何らかの行為に関連し、かつ(b)外国国家が主権免除を適用されるような状況である場合に限り、裁判権を免除するとしている（Section 16(2)）。

b. 裁判例

シンガポールには、外国国家関連機関の裁判権免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

シンガポールには、外国国家関連機関の裁判権免除に関する学説は存在しない。

(3) 中央銀行

a. 法令

シンガポールには、外国中央銀行の裁判権免除を規律する個別の法令は存在せず、Act が規律する。外国中央銀行が、外国国家の政府部門である場合には、外国国家と同じように扱われ、一定の例外を除き、裁判権は免除される。一方、外国中央銀行が外国国家の政府部門から区別された団体である場合には、(a)当該団体によって主権の行使についてなされた何らかの行為に関連し、かつ、(b)外国国家が主権免除を適用されるような状況である場合に限り、裁判権を免除される。

b. 裁判例

シンガポールには、外国中央銀行の裁判権免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

シンガポールには、外国中央銀行の裁判権免除に関する学説は存在しない。

2 . 執行免除

(1) 国家

a. 法令

執行免除も Act が規律する。Section 15 は、外国国家の財産は、関連する時点において、商業目的のために使用され、又は、使用されることを意図されていたのでない限り、判決又は仲裁判断の執行のための手続に服しないとしている。

b. 裁判例

シンガポールには、外国国家の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

シンガポールには、外国国家の執行免除に関する学説は存在しない。

(2) 国家関連機関

a. 法令

Act は、(上記 1 のとおり、) 国家関連機関が、外国国家の政府部門である場合、外国国家

と同様、外国国家関連機関の財産が、商業目的のために使用され、又は、使用されることを意図されていたのでない限り、執行を免除される。外国国家関連機関が、外国国家の政府の執行機関から区別された団体である場合も同様である（Section 16(2)）。

b. 裁判例

シンガポールには、外国国家関連機関の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

シンガポールには、外国国家関連機関の執行免除に関する学説は存在しない。

(3) 中央銀行

a. 法令

Act には、外国中央銀行の執行免除に関する条項がある。具体的には、Section 16(4)において、外国国家の中央銀行又は金融当局(monetary authority)に属する財産は、「商業目的のために使用され、又は、使用されることを意図されていた」とみなされてはならない（即ち、免除を付与される）と規定している。このため、中央銀行資産は、他の国家機関の資産よりも、強い保護下にあると言える。

b. 裁判例

シンガポールには、外国中央銀行の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

シンガポールには、外国中央銀行の執行免除に関する学説は存在しない。

3 . 相互主義の取り扱い

Act は、主権免除の取り扱いに際して、レシプロシティを求めている。このため、外国においてシンガポール国家に付与される免除特権の範囲が、シンガポールにおける当該外国国家に対する免除特権と同等でない場合、又は大きい場合、当該外国国家に付与する免除及び特権の制限又は拡張することとしている。

4 . 国連主権免除条約に関する状況

シンガポールは、当該条約に署名していない。

．インドネシア

1．裁判権免除

(1) 国家

a. 法令

インドネシアには、外国国家の裁判権免除に関する包括的な法令は存在しない。但し、民事訴訟法における一般的な領土主権原則の例外的として、性質上商業的な、インドネシアの領土の範囲内において履行され、かつインドネシアの団体(entity)又は国民(citizen)契約当事者として関与させている契約については、裁判権に服する旨の条項がある。

領土主権原則について

インドネシアにおいて、外国当事者（foreign party：外国国家又は外国国家の政府当局を含む）が訴えられるか否かを判断するに際しては、インドネシアで確立している領土主権(territorial sovereignty)の原則との関係が問題となる。領土主権原則に従えば、インドネシアの裁判官及び裁判所は、インドネシア共和国の領土の範囲内に居住している人々に関してのみ権限を有している、と解釈されなければならない。その意味で、インドネシア裁判所は、原則として、追加の地域的裁判権(territorial jurisdiction)を有さず、外国人(foreign person：外国国家及びその組織< organ >及び機関< agency >を含む)はインドネシアの裁判権からの免除を享受するものと解される。

民事手続法による例外

上記領土主権の例外として、インドネシア法には、Rechtvordering（以下、「RV」）の Article 100 がある⁴。RV の Article 100 では、「外国当事者（外国国家又は外国国家の政府当局を含む⁵）は、インドネシアの領土の範囲内において履行され、かつインドネシアの団体又は国民をかかるとして関与させている契約について、インドネシアの裁判所において、訴えられ得る」と規定している。この Article 100 の適用は、性質上商業的な、外国国家又はその機関及びインドネシアの団体又は国民との間の取引に限られている。言い換えれば、外国国家は、主権者（sovereign：iure imperii）として行動している限り、免除特権を享受できるが、商人（trader：iure gestionis）として行動している場合は、免除特権を取得しない。従って、外国(foreign country)の政府機関（government agency）を含む外国国家は、インドネシアの団体又は国民との間の商業的取引に関与している場合に

⁴ RV は、オランダ人及びインドネシアにおける他の外国国民(foreign national)に適用された民事手続法だが、現在も、事実上、適用されている。

⁵ インドネシア法の下では、外国当事者には国家を含む団体を広く含むものと現地法律事務所では考えている。これは、学説や個別の判例(No. 338/PDT.G/1999/PN.JKT.PST 及び No. 499/PDT.G/VI/1988/PN.JKT.PST)から導いた帰結である。

は、インドネシアにおける訴訟から免除を享受せず、インドネシア裁判所において訴えられ得る。この例外は、インドネシアの団体又は国民の利益を保護するために設けられている。

なお、現地法律事務所は、「性質上商業的」の意味は、外国国家及びその機関（中央銀行を含む）とインドネシアの団体又は国民との間の借入及び貸付のほとんどの形態を含むように、広く解釈される可能性があると考えている。

b. 裁判例

インドネシアには、外国国家の裁判権免除に関する裁判例(no 3221K/Pdt/1985)として、制限免除主義を採用したものがある⁶。当該判決では、米国政府が（インドネシアの大使館を通じて）インドネシアのリース物件の賃料不払いのために被告となり、リース契約は、その性質上、商業的であり、米国政府は主権免除特権を享受できないと判断した。

c. 学説

外国国家の裁判権免除は、学説においても、一般的に認められている。まず、領土主権の原則は、国際公法の有力学者である、Mr. Mochtar Kusumaatmadja による”An Introduction to International Law (Pengantar Hukum Internasional)”で言及されている。また、手続法の有力学者である、Yahya Harahap による”Hukum Acara Perdata (Civil Procedure Law)”でも、インドネシアは領土主権の原則を承認していると述べられている。その上で、有力学者は、その著作において（Mr. Sudargo Gautama による”The Commercial Laws of Indonesia”）、制限免除主義の採用を認めている。

(2) 国家関連機関

a. 法令

どのような外国の組織又は機関がインドネシアにおいて主権免除を享受するかに関する個別の法令は存在しない。（上記(1)aでも述べたとおり、）決定的な違いは、外国の組織又は機関が性質上商業的な取引に従事しているか否かである。

現地法律事務所としては、主権免除特権は、インドネシアにおいて、政府から独立していない外国の組織又は機関についても適用されると考える⁷。従って、（日本銀行を含む）中央銀行のように、当該組織又は機関が政府から法的に独立している場合であっても、公的又は規制当局としての立場において行動している場合には、（かかる独立組織又は機関が性質上商業的な取引に従事している場合とは対照的に、）当該行為にも、主権免除特権は適用されると考えられる。

⁶ なお、インドネシア法は、厳格な前例拘束性を採用していないことには留意が必要である。

⁷ 上述のとおり、外国当事者の範囲は広く捉えられている。

b. 裁判例

インドネシアには、外国国家関連機関の裁判権免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

インドネシアでは、有力学者の著作において（前記 Mr. Sudargo）、外国国家関連機関への裁判権免除を肯定している。

(3) 中央銀行

a. 法令

インドネシアには、外国中央銀行の裁判権免除に関する法令は存在しない（但し、上記(2)のとおり、中央銀行も免除特権を享受できると考えている）。

b. 裁判例

インドネシアには、外国中央銀行の裁判権免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

インドネシアには、外国中央銀行の裁判権免除に関する学説は存在しない。

d. 備考

現地法律事務所としては、外国中央銀行は、性質上商業的な、インドネシアの領土の範囲内において履行され、及びインドネシアの団体又は国民をかかるとする契約の当事者として関与させている契約については、裁判権を免除されないと考える。なお、この場合、外国中央銀行が政府から独立しているか否かは問題とされないと考える。

2. 執行免除

(1) 国家

a. 法令

インドネシアには、外国国家の執行免除に関する法令は存在しない。但し、インドネシアの裁判所による最終であり拘束力のある判決があった場合、執行免除の主張が認められず、インドネシアに所在している外国政府当局の資産(assets)は差し押さえられる(seizure)可能性がある（HIRの Article 324 jo. 325）。

また、インドネシアにおいて、商業的取引において行動している外国国家又は政府当局に対して、手続が開始された場合には、インドネシアの裁判所に対し、インドネシアにおける外国国家又は政府当局の資産を、インドネシアにおける実質的な手続の終局判決が出るまで、「凍結(freeze)」することを申し立てることができる。

b. 裁判例

インドネシアには、外国国家の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

インドネシアには、外国国家の執行免除を別に主張し得ることを明示的に述べた学説は存在しない。

d. 備考

一般的に、外国の裁判所の判決はインドネシア共和国において執行されることはできず、当該判決を執行するためには、インドネシア共和国の管轄裁判所において別の手続を開始することが必要になることを指摘する。但し、インドネシアの Arbitration Law(Article 65 乃至 69) が定める一定の条件及び要件の下に、外国の仲裁判断は承認及び執行される。もっとも、外国の仲裁判断がインドネシアにおける執行され得る前には、インドネシアの裁判所からの最終であり拘束力のある執行命令を取得することが、なお必要である、

(2) 国家関連機関

a. 法令

インドネシアには、外国国家関連機関の執行免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

インドネシアには、外国国家関連機関の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

インドネシアには、外国国家関連機関の執行免除に関する学説は存在しない。

(3) 中央銀行

a. 法令

インドネシアには、外国中央銀行の執行免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

インドネシアには、外国中央銀行の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

インドネシアには、外国中央銀行の執行免除に関する学説は存在しない。

3. 相互主義の取り扱い

インドネシアには、インドネシアの裁判所に対して、当該外国政府の国の法令がインドネシアの国家の組織又は機関に対して同等に外国主権免除を適用する限りにおいて、外国主権免除を適用することができるとする法令は存在しない。現地法律事務所としては、インドネシアの裁判所が、外国政府の組織又は機関に対して外国主権免除を適用するか否かを判断するにあたって、かかる原則を適用することは予期していない。

4. 国連主権免除条約に関する状況

インドネシアは、当該条約に署名していない。

．マレーシア

1．裁判権免除

(1) 国家

a. 法令

マレーシアには、外国国家の裁判権免除に関連する法令は存在しない。

b. 裁判例

マレーシアには、制限免除の原則に基づく外国国家の裁判権免除に関する裁判例が存在する。この裁判例は、1956年以降 common law 下で展開されてきたもので、具体的には、外国国家が純粋に商業的又は取引的な活動として行った行為に関しては、裁判権を免除されないとしている。例えば、Commonwealth of Australia v Midford (Malaysia) Sdn Bhd & Anor [1990] 1 MLJ 475 では、「外国国家は、主権行使においてなした行為については免除される一方で、純粋に商業的又は取引的な活動においてなした行為については免除されない」と判示している。このほか common law を整理すると、以下のとおりである。

Trendtex Trading Corporation v Central Bank of Nigeria [1977] 1 AII ER 881 で、イギリス控訴院は、「取引が商業的性質を有していたか、政府の性質を有していたかを判断するために重要な検討材料は、取引の固有の性質であって、その目的又は対象ではない」。従って、当該事件では、「信用状がナイジェリアの Ministry of Defense による建設目的のために発行されたという事実により、取引が政府の行為となることはない」と判示した。

また、同事件では、Lord Denning MR は、彼自身の二つの意見を引用した。

(a) Rahmtoda v Nizam of Hyderabad [1957] 3 AII ER

「紛争が、例えば、外国政府の立法(legislative)若しくは国際取引、又は、その行政機関(executive)の方針を問題とする場合、かかる紛争の利益を他国の国内裁判所(domestic court)が調査することは外国主権の尊厳を害するものであるから、裁判所は、求められた場合には免除を付与すべきである。しかし、その紛争が、例えば、外国政府(自らの部門又は機関によって処理されるか、別個の法的団体を設立することによって処理するかを問わない)の商業的取引に関係し、我々の裁判所の地域的裁判権の範囲内において適切に発生する場合には、免除を付与する根拠は存在しない。」

(b) Thai – Europe Tapioka Service v Government of Pakistan [1957] 3 AII ER961

「外国が商業的取引を締結し、紛争が我々の裁判所の地域的裁判権の範囲内において適切に発生する場合には、免除特権を有しない。外国政府が、ロンドン市場で商品を買う法的団体を設立し、又は、Baltic Exchange で用船する国家部門を有している場合、

[外国政府]はそれによって世界市場に参入するのであり、国際礼讓に基づき、[外国政府]は市場のルールを甘受すべきである。」

I Congreso del Partido [1981] 2 All ER 1064 で、イギリス貴族院は「その行為の目的又は意図が国家の目的のためであるというだけではなく、私人(private citizen)が履行できる行為とは対照的に、その行為それ自体の性質において政府の行為である」という主張を認め、主権免除を認めるにあたって行為の目的のみならず性質を考慮する立場を採った。

Empire of Iran (1963) 45 ILR 57 では、イラン大使館の暖房装置の修理費用請求は、非主権機能とみなされ、国家当局(state authority)の本質的領域には入らない、と判示された。この判決では、「契約の締結が大使館の業務の通常取引のために必要であったか否かによらず、注文した国家の主権機能との間の認識できる関係に基づく。国家が免除を享受するか否かは、それによって外国国家が追求している機能の目的によらない」とされている。

商業的取引の更なる例

(a)Hispano Americana Mercantil SA v Central Bank of Nigeria [1979] 2 Lloyd's Rep 277 - 中央銀行による信用状の発行

(b)控訴院 [2001]Lloyd's Rep Bank1)で控訴棄却された、Cardinal Financial Investment Corp v Central Bank of Yemen (12 April 2000, unreported) - 約束手形の発行

政府の活動の例

(a) Camdex International Ltd v Bank of Zambia (No 2) [1997] 1 All ER 728 at 732 : 紙幣の発行

(b) Crescent Oil and Shipping Services Ltd v Banco Nacional De Angola (28 May 1999, unreported) : 国家の外貨準備高の規制及び監督

(c) Commonwealth of Australia v Midford (Malaysia) Sdn Bhd & Anor [1990] 1 MLJ 475 では、オーストラリア政府の税関部門の機能の行使は、「一般的に認められた国際的基準に従うと、acta jure gestionis、即ち商業的である、と分類できず、acta jura imperiiである」から、(回答者に属する文書及び書類並びに文書の写しの押収における) 2 人のオーストラリアの税関職員の行為は、「取引的又は商業的」ではないと判示された。

c. 学説

マレーシアには、外国国家の裁判権免除に関する学説は存在しない。

(2) 国家関連機関

a. 法令

マレーシアには、外国国家関連機関の裁判権免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

マレーシアには、外国国家関連機関の裁判権免除に関する裁判例が存在しない。

c. 学説

マレーシアには、外国国家関連機関の裁判権免除に関する学説は存在しない。

(3) 中央銀行

a. 法令

マレーシアには、外国中央銀行の裁判権免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

マレーシアには、外国中央銀行の裁判権免除に関する裁判例が存在しない。

c. 学説

マレーシアには、外国中央銀行の裁判権免除に関する学説は存在しない。

d. 備考

現地法律事務所としては、外国の中央銀行の免除に関するマレーシアの裁判例を見出しておらず、外国の中央銀行に対する訴訟に関して上記(1)b で整理した判例は、中央銀行が法的に政府の一部であり、別個の法的団体でない場合にのみ、適用されると考える。例えば、イギリス控訴院は、ナイジェリア中央銀行が独立した団体である場合において、当該中銀が当該外国国の政府部門ではないために免除特権は付与されない、と判示している (Trendtex Trading Corporation v Central Bank of Nigeria [1977] 1 All ER 881)。この判決に従えば、中央銀行が、別個の法人であって、政府の一部でない場合には、免除を付与されないと考えられる。

2. 執行免除

(1) 国家

a. 法令

マレーシアには、外国国家の執行免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

外国国家に対する判決執行において外国国家の財産が差押えられる(attached or seized)か否かについて、具体的に扱ったマレーシアの裁判所の判決は報告されていない。

c. 学説

この問題につき、有力学者による論稿を確認することができなかった。

d. 備考

現地法律事務所としては、マレーシアの裁判所は、外国国家の財産に対する執行も同様に認めると考える。これは、マレーシアの裁判所は、イギリスのような common law の法的立場を、指針として調べる可能性があるという前提に基づいた我々の見解であり、イギリスにおいて採用されている執行免除特権の取り扱いを参考としたものである。イギリスの執行免除の取扱いは、State Immunity Act 1978 に基づいているとはいえ、同法がイギリスの common law の制限的免除の立場から派生したものであることを踏まえると、同法における取扱いがマレーシアにおいても適用されると考える。

例えば、House of Lord decision of Alcom Ltd v Republic of Columbia (1984) AC 580 では、同法 Section 13(4)に基づく外国の主権国家の財産の一般的な免除に対する例外が議論された。同判決では、(外国主権国家に対してなされていなかったにもかかわらず、) House of Lord は、原告が、ある財産に関して外国国家が行った取引が商業目的のために使用され又は使用されることを意図されていたことを立証する責任を回避した場合における執行の可否を検討した。問題となった取引は、外国の主権国家の商業銀行家によって管理されていた当座勘定に残っていた残高は、外国大使館の日々の運営によって生じた支出を満たす目的のためであったことから、商業目的には入らないとされた。

また、Orascom Telecom Holding SAE v The Republic of Chad and others AII ER (D) 369 では、外国国家に属する第三者の銀行口座に保管されている金員に対する third party debt order の申し立てが認められた。ここで問題となった口座は、Chad に対する貸付の返済の目的のために設定され、商品又は役務の提供のための契約の目的のために開設及び運用されていたことから、「商業目的」の範囲に入る、と判示された。

(2) 国家関連機関

a. 法令

マレーシアには、外国国家関連機関の執行免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

マレーシアには、外国国家関連機関の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

マレーシアには、外国国家関連機関の執行免除に関する学説は存在しない。

(3) 中央銀行

a. 法令

マレーシアには、外国中央銀行の執行免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

マレーシアには、外国中央銀行の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

マレーシアには、外国中央銀行の執行免除に関する学説は存在しない。

3．相互主義の取り扱い

マレーシアは、reciprocity に基づく免除特権の判断を行なう枠組みを明示的に採用していない⁸。

4．国連主権免除条約に関する状況

マレーシアは、当該条約に署名していない。

⁸ 但し、Tunku Sofiah Jewa 著『Public International Law, A Malaysian Perspective: Vol 1 (1996) <インドネシア語>』は、国際法における主権免除の原則の根拠は、イギリス同様、reciprocity 及び相互承認であると整理している。具体的には、同書 106 頁で、「外国国家及び外国国家元首は、インドネシア裁判所で訴えることができる一方、インドネシア裁判所の裁判権に任意に服従しない限り、訴えられることがないということは、国際法の確立されたルールである。なお、その服従は個別的であっても、条約の規定に基づく一般的なものでよい。」と述べている。

．フィリピン

1．裁判権免除

(1) 国家

a. 法令

フィリピンには、外国国家の裁判権免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

フィリピンには、外国国家の裁判権免除に関する裁判例が幾つか存在する。当該裁判例を整理すると、外国国家は、承諾した場合、又は、商業的な、私的な、若しくは、所有者 (proprietary) としての行為に関する場合には、裁判権を免除されない。

主権免除の論拠

フィリピンは、憲法により「一般的に認められた国際法の原則を国法の一部として採用」及び承認している⁹。当該条項を受け、フィリピンの最高裁判所は、「憲法によって採用及び承認された国際法には、主権免除の原則を含んでおり、それによって国家及びその手段 (instrumentalities) は、その承諾なくして、とりわけその公的行為又は *jure imperii* の行為に関して、訴えられることができない」と繰り返し判示している¹⁰。同時に、主権免除は、国家の商業的な、私的な、及び所有者としての行為、即ち、国家が訴えられることについて承諾をなしたとみなされる場合には、享受できないことも判示している¹¹。従って、フィリピン法の下では、外国国家の政府当局又は国家自体は一般に主権免除特権を享受できるが、*jure gestionis* の行為について（即ち、国家が商人として行動している場合）には、免除特権の例外として訴えられることがあると整理できる。

商業的行為にかかる例外

商業的行為の判断基準として、ある判例¹²は「最高裁判所によれば、どのような行為及び取引を『商業的』とみなし、*jure gestionis* を構成しているとみなすか定義している法令は存在しない」と引用している。その上で、「第一に、当該事例に関する契約締結にあたって、外国国家の通常業務として行われているか否か、仮に通常業務として行われている場合に

⁹ 1987 Philippine Constitution の Article II, Section 2

¹⁰ Republic of Indonesia vs. Vinzon (405 SCRA 126); JUSMAG Philippines vs. the National Labor Relations Commission (239 SCRA 224); Holy See, The vs. Rosario, Jr. (238 SCRA 524); M. H. Wylie vs. Rarang (209 SCRA 357); United States of America vs. Guinto (182 SCRA 644)。

¹¹ Ibid (前に同じ)

¹² Holy See vs. Rosario, 238 SCRA 524

は *jure gestionis* であると判断する」という独自の基準¹³を形成した。一方、通常業務として行われていない場合には、性質により判断しなければならず、当該行為が主権的行為を追求しており、又は、その付随行為である場合、特にそれが利得又は利益のために引き受けられていない場合には、*jure imperii* であると判断している。更に、同じ判例で、最高裁判所は「不動産業として行われた土地の購入及び販売は *jure gestionis* である」と判示した。この判断で、最高裁判所は、過去の判決で *jure imperii* であると判断した行為¹⁴と同様、「国家の商業的な、私的な及び所有者としての行為」として分類した他の行為¹⁵を引用した。

c. 学説

フィリピンには、外国国家の裁判権免除に関する学説は存在しない。

(2) 国家関連機関

a. 法令

フィリピンには、外国国家関連機関の裁判権免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

フィリピンには、外国国家関連機関の裁判権免除を巡る裁判例が存在する。これらの裁判例を通じて、現地法律事務所としては、(外国国家関連機関が当該外国国家から法的に独立しているか否かにかかわらず、)全ての外国国家関連機関が裁判権を免除されるか否かは明らかでないが、外国国家関連機関は、公的行為又は主権行為に関して、裁判権を免除され得ると考える。

まず、現地法律事務所としては、フィリピンの最高裁判所が、主権免除の原則が全ての外国国家の手段に拡張されると一般論として判示する機会があった例については認識していない。しかし、主権免除の概念を議論する最高裁判所の判決において、最高裁判所は、

¹³ Reiterated in *Republic of Indonesia v. Vinzon*, supra

¹⁴ 空軍、海軍又は陸軍のための安全保障援助要員を雇用すること(*JUSMAG Philippines vs. NLRC*, supra)、Subic, Zambales のアメリカ海軍基地のためのプロジェクトのために契約を締結すること(*United States of America v. Ruiz*, supra)、アメリカ海軍基地のために船内荷役請負契約を締結すること(*Lyons, Inc. vs. United States of America*, 104 SCRA 593)。また、*Republic of Indonesia v. Vinzon*, supra では、裁判所は、インドネシア共和国が、インドネシア大使館及びインドネシア大使の公邸のための、空調ユニット、発電設備、電気設備、給湯器、及び、電動給水ポンプの維持又は管理のための契約を締結した時に、主権行為の目的のために行動していた、と判示した。

¹⁵ 最高裁判所は、過去に裁判所によって *jure gestionis* であると判示されたものとして以下の判例を引用した - アメリカ兵士及び一般公衆を相手とするレストラン、カフェテリア、パン屋、商店、及び、コーヒーと菓子の店で構成される娯楽施設において料理人を雇うこと(*U.S. vs. Rodrigo*, 182 SCRA 644)、並びに、Angeles City の Clark Air Base における床屋の営業に入札すること(*United States of America v. Guinto*, 182 SCRA 644)。

国家自身が当事者ではなかった例においても、一般に、主権行為（又は、契約が主権又は政府の立場において、若しくは、明確に政府機能のために、締結された例）に関して主権免除の原則を適用している例がある¹⁶。その判断基準としては、国家が訴訟の結果によって最終的にどのように影響されるかである¹⁷。こうした判例を踏まえると、主権免除は、外国国家の手段に対して、その公的行為又は主権行為に関して、拡張されると考える。

c. 学説

フィリピンには、外国国家関連機関の裁判権免除に関する学説は存在しない。

(3) 中央銀行

a. 法令

フィリピンには、外国国家関連期間の裁判権免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

フィリピンには、外国中央銀行の裁判権免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

フィリピンには、外国中央銀行の裁判権免除に関する学説は存在しない。

¹⁶ *United States of America v. Ruiz*, 136 SCRA 487. *JUSMAG Philippines v. NLRC*, 239 SCRA 224 で、裁判所は、「JUSMAG が private respondent のサービスを利用した時、JUSMAG はアメリカ合衆国の代わりに政府機能を履行していた…。したがって、…訴訟は、実質的には、アメリカ合衆国政府に対するものである」と判示した。

¹⁷ *United States of America v. Guinto*, 182 SCRA 644 において、「[国家の] 職員に対する判決が、国家自身がそれを満足する積極的行動、例えば職員に対して課された損害賠償額の割当、を履行することを要求するものであれば、たとえ正式に訴えられていなくても、その訴訟は国家自身に対するものであるとみなされなければならない」と判示された。また、*Minucher v. CA and Scalzo*, 397 SCRA 244 参照。最高裁判所は、この基準を法人化されていない政府団体について適用した（但し、それは外国の手段が関係しておらず、*Philippine Bureau of Customs* であったことを留意されたい）。*Mobil Philippines Exploration, Inc. v. Customs Arrastre Service and Bureau of Customs*, 18 Phil. 1120 において、裁判所は「法人化されていない政府団体が性質上所有権者の機能を履行しているという事実は、必ずしもそれが訴えられることができることをつながらない。当該法人化されていない政府団体が偶然に政府の機能を引き受けているのであれば、[当該政府団体]による、当該政府団体に拡張された訴訟からの主権免除の放棄はない」と判示した。

2. 執行免除

(1) 国家

a. 法令

現地法律事務所としては、外国の主権国家の財産に対する差押えの方法による判決の執行を許し又は認めたフィリピンの法令を知らない。

b. 裁判例

フィリピンでは、執行免除が認められると考えている。即ち、外国国家の執行免除に関する明示的な裁判例は存在しないが、差押 (attachment and seizure) については、フィリピンの最高裁判所が、訴えられることの承諾は必ずしも国家に対する無制限の執行に対する承諾を意味しない、と判示した裁判例が存在する¹⁸。この議論は特に外国国家の例においてなされたものではないものの、フィリピンでは、外国の主権国家の財産に対する執行に反対する先例と理解されている¹⁹。従って、フィリピン法では、外国国家に対する判決執行は、当該外国国家の財産に対して、差押又は凍結の方法によってなすことはできないと考えられる。

c. 学説

フィリピンには、外国国家の執行免除に関する学説は存在しない。

(2) 国家関連機関

a. 法令

フィリピンには、外国国家関連機関の執行免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

フィリピンには、外国国家関連機関の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

フィリピンには、外国国家関連機関の執行免除に関する学説は存在しない。

¹⁸ Department of Agriculture vs. NLRC, 227 SCRA 693.

¹⁹ Holy See, *Supra* の例において、その申立人の免除を支持するにあたって、フィリピンの最高裁判所は、国際公法及び暫定法の両方に基づき、外国主権の行為によって侵害されたと考える個人は、自らの政府に対して外交ルートを通じて主張を指示することを依頼することができる、と指摘した。

(3) 中央銀行

a. 法令

フィリピンには、外国中央銀行の執行免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

フィリピンには、外国中央銀行の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

フィリピンには、外国中央銀行の執行免除に関する学説は存在しない。

3 . 相互主義の取り扱い

当事務所としては、主権免除に関連して reciprocity が争点となった事例を知らない。

最高裁判所の判決としては、国際法の一般原則として、reciprocity の概念を引用するに留めているのみである (Sison vs. Board of Accountancy, 85 Ohil. 276)。なお、最高裁判所は「国際法は主に国家の reciprocity、礼讓、独立及び公平の原則に基づいており、1987 Philippine Constitution の Article II, Section 2 に基づいて本国法の一部として採用されている。国家はその承諾なくして訴えられることはできないというルールは、国家の独立及び公平の原則の必然的帰結である。」(Liang vs. People 323 SCRA 692、 Republic of Indonesia v. Vinzon, 405 SCRA 126) と引用したものがあほか、「(主権免除に) 反対する態度は国家の平和を不当に揺るがす」ため、主権免除の原則を不可欠であると示したこともある (Republic of Indonesia c. Vinzon, Supra)。

4 . 国連主権免除条約に関する状況

フィリピンは、当該条約に署名していない。

．中華人民共和国

1．裁判権免除

(1) 国家

a. 法令等

中華人民共和国には、外国国家の裁判権免除に関する包括的な法令は存在しない。一方、PRC Supreme People's Court, Circular Concerning Issues Relating to Accepting Civil Cases Involving Privileges and Immunities 2007 (「SPC Circular」) により、中華人民共和国（香港及びマカオの特別行政区並びに台湾を除く²⁰。）において免除特権を有することが抽象的に認められている²¹。但し、SPC Circular は、外国国家等が享受する特権について具体的には述べていない。

このため、現地法律事務所による、個人の外交免除に関する以下の分析を前提とすると、少なくとも理論的には、外国国家の政府当局（中央銀行を含む）は、PRC Civil Procedure Law 1991 (「Civil Procedure Law」) に基づき、最高裁判所の許可の下、中華人民共和国で訴えられる可能性があると判断する。

b. 裁判例

中華人民共和国には、外国国家の裁判権免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

中華人民共和国には、外国国家の裁判権免除に関する学説は存在しない。

d. 備考

中華人民共和国には、外国政府が雇用する個人にかかる法令として以下のものが存在し、当該法令に基づき免除特権が付与される。以下のうち、convention 及び regulation は、外国使節、領事館官吏、領事館従業員等の個人を扱っている。

- ・ Vienna Convention on Diplomatic Relations
- ・ Vienna Convention on Consular Relations
- ・ PRC Regulation on Diplomatic Privileges and Immunities 1986

²⁰ これらの地域は法制度としては中華人民共和国から独立している。

²¹ SPC Circular は、外国国家（又は SPC Circular に定められている特権及び免除を有するその他の者）を、被告又は第三者とするいかなる民事訴訟も、中華人民共和国最高裁判所が許可しない限り、中華人民共和国の裁判所は受理せず又は審理しないと定めている。

・ PRC Regulation on Consular Privileges and Immunities 1990

(2) 国家関連機関

a. 法令

中華人民共和国には、外国国家関連機関に関する裁判権免除に関する法令は存在しない。但し、中華人民共和国最高裁判所の許可を求める手続規定がある（上記(1)a 参照）。

b. 裁判例

中華人民共和国には、外国国家関連機関の裁判権免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

中華人民共和国には、外国国家関連機関の裁判権免除に関する学説は存在しない。

(3) 中央銀行

a. 法令

中華人民共和国には、外国中央銀行に関する裁判権免除に関する法令は存在しない（上記(1)a 及び下記(2)c 参照）。

b. 裁判例

中華人民共和国には、外国中央銀行の裁判権免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

中華人民共和国には、外国中央銀行の裁判権免除に関する学説は存在しない。

2 . 執行免除

(1) 国家

a. 法令

中華人民共和国には、外国国家に関する執行免除に関する法令は存在しない。個人に適用される外交免除に関する法規（上記 1(1)d 参照）および外国国家自身の財産が、執行手続に服することのない特権及び免除を有するとは明示的に認められていないことを踏まえると、少なくとも理論的には、外国国家の政府当局（中央銀行を除く。）の財産は、政府から

法的に独立しているか否かにかかわらず、民事手続に関連する中華人民共和国の法律に基づき執行手続に服し、差し押さえられる可能性はある。

b. 裁判例

中華人民共和国には、外国国家の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

中華人民共和国には、外国国家の執行免除に関する学説は存在しない。

(2) 国家関連機関

a. 法令

中華人民共和国には、外国国家関連機関の執行免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

中華人民共和国には、外国国家関連機関の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

中華人民共和国には、外国国家関連機関の執行免除に関する学説は存在しない。

(3) 中央銀行

a. 法令

中華人民共和国には、特に外国中央銀行等の執行免除のみを扱った個別法令が存在する（PRC Law on Immunities of Property of Foreign Central Banks from Jurisdictional Compulsory Measures 2005（以下、「外国中銀執行免除法」2005年10月25日発効）。同法により、外国中央銀行の財産は、外国中央銀行又はその国家の政府が、書面によって、免除を放棄し、又は、財産を財産の拘束及び執行に割り当てない限り、執行を免除されるとしている。具体的には、以下のとおりである。

外国中銀執行免除法・Article 1（和訳）

中華人民共和国は、外国中央銀行又はその国家の政府が、書面によって、免除を放棄し、又は、財産を財産の拘束及び執行に割り当てない限り、外国中央銀行の財産に対し、財産の拘束及び執行の司法強制手続からの免除を付与する。

商業的取引が主権免除特権の例外であることは、当該商業的取引に関しては免除特権が書面により放棄できるという形で規定されている。当該条項を含む外国中銀執行免除法の条項は、Civil Procedure Law に対する特則となっている。

なお、外国中銀執行免除法は、「外国中央銀行」(外国国家の中央銀行の機能を行使する中央銀行若しくは金融当局、又は、地域経済統合組織を意味し、当該外国政府から法的に独立している中央銀行を明示的に除外しない)及び「外国中央銀行の財産」という用語の定義も設けている。

b. 裁判例

中華人民共和国には、外国中央銀行の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

中華人民共和国には、外国中央銀行の執行免除に関する学説は存在しない。

3 . 相互主義の取り扱い

外国中銀執行免除法 Article 3 は、以下のとおり、reciprocity の原則を強調している。

外国中銀執行免除法 Article 3 (和訳)

外国国家が、中華人民共和国の中央銀行、若しくは、中華人民共和国の特別行政区の金融当局の財産に対し、免除を付与しない場合、又は、付与される免除が本法において規定されるものより有利でない場合、中華人民共和国は reciprocity の原則を施行する。

更に、より一般的な reciprocity の原則が、Civil Procedure Law の Article 5 に規定されている。同条項も、外国国家及び中央銀行以外の政府当局に対して適用され得る。

Civil Procedure Law ・ Article 5 (和訳)

外国の裁判所が、中華人民共和国の国民、法人又は他の組織の民事訴訟上の権利に対して、制限を課す場合、中華人民共和国の人民裁判所は、その外国の国民、企業又は組織の民事訴訟上の権利に関して、reciprocity の原則に従う。

4 . 国連主権免除条約に関する状況

中華人民共和国は、2006年9月15日に、当該条約に署名したが、これまで批准していない。このため、当該条約は中華人民共和国において効力は発生していない。

．香港

1．裁判権免除

(1) 国家

a. 法令

香港には、外国国家の裁判権免除に関する一般的な法令は存在しない。

b. 裁判例

香港には、外国国家が明示的に特権を放棄した場合、又は、外国国家の商業的取引に関する紛争の場合には、裁判権を免除されないとした裁判例がある。

香港における主権免除原則に係る一次法源は、香港の裁判所で確立した common law (及び以前のイギリスの common law) である。Common law では、一般的に、外国国家、その部門、及び、他の当局は、免除特権を明示的に放棄しない限り、香港の裁判権から免除される²²。この免除は、通常、主権を行使し、又は公的機能を履行している、政府団体 (及びその従業員) にも拡張される²³。

また、主権免除特権に関する重要な例外の1つとして、「商業的取引」に係る紛争がある。香港におけるこの用語の定義は現時点では定まっていないが、例えば、「商業的取引」は、商品及び役務の購入若しくは販売、金融及び保証の提供、又は、かかる取引に関して付与される補償を含み得る²⁴。他に注目すべき例外としては、香港において締結され又は全部又は一部が履行された雇用に係る契約に関連する手続²⁵、香港に所在する不動産²⁶、及び、香港における遺産、信託、又は、破産法人²⁷がある。

なお、Basic Law of Hong Kong (「Basic Law」) により、common law の立場に優先する多くの関連法令が採用されている。特に、重要なものは、「手続が外交問題又は国家の行為に関する事実上の問題に係る場合には、香港の最高行政官が、中華人民共和国の中央政府の助言に基づいて、当該問題にかかる決定をしなければならない」と定めた条項である (Basic Law の Article 19)。その場合は、最高行政官は、香港の裁判所を拘束する証明書を発行する。

²² Civil Air Transport Authority Inc v Chennault (1950) 34 HKLR 386

²³ Baccus SRL [1957] 1 QB 438

²⁴ Alcom Ltd v Republic of Columbia [1984] AC 580 at 601-603

²⁵ Sengupta v Republic of India [1983] ICR 221

²⁶ The Charkieh (1873) LR 4 A & E at 97

²⁷ USA and France v Dollfus Mieg et Cie SA [1952] AC 582 at 617-618

c. 学説

香港には、外国国家の裁判権免除に関する学説は存在しない。

d. 備考

香港も、中華人民共和国同様、Vienna Conventions on Diplomatic and Consular Relations で確立された外交免除原則に従っている。Convention on Consular Relations の規定は、香港では、Consular Relations Ordinance (Cap. 557) に成文化されている。他に、Basic Law の Article 18 は、PRC Regulation on Diplomatic Privileges and Immunities 1986 及び PRC Regulation on Consular Privileges and Immunities 1900 を採用している。

(2) 国家関連機関

a. 法令

香港には、外国国家関連機関の裁判権免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

香港には、外国国家関連機関の裁判権免除に関する裁判例が存在する。外国国家関連機関は、明示的に免除を放棄した場合、又は、外国国家関連機関の商業的取引に関する紛争の場合には、裁判権を免除されない（上記(1)b 参照）。

c. 学説

香港には、外国国家関連機関の裁判権免除に関する学説は存在しない。

(3) 中央銀行

a. 法令

香港には、外国中央銀行の裁判権免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

香港には、外国中央銀行の裁判権免除に関する裁判例が存在する。しかし、この特権が、具体的に、外国政府の行政機関から独立した外国中央銀行に適用されるか否かは明確でない。英国判例の中には、適用されない旨を判示したものがある²⁸。判例のなかには外国中央銀行のほぼ全ての行為は、性質上「商業的」であり、免除に服しないことを強力に示唆するものがある²⁹。

²⁸ Trendtex Trading Corporation v Central Bank of Nigeria [1977] QB 529

²⁹ Supra

c. 学説

香港には、外国中央銀行の裁判権免除に関する学説は存在しない。

2. 執行免除

(1) 国家

a. 法令

香港には、外国国家の執行免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

香港でも、Common law にける主権免除の原則は、外国国家の管理又は占有にある財産にも拡張される³⁰。しかし、財産が商業的取引に関連する場合には、適用されない³¹。

c. 学説

香港には、外国国家の執行免除に関する学説は存在しない。

(2) 国家関連機関

a. 法令

香港には、外国国家関連機関の執行免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

香港には、外国国家関連機関の執行免除に関する裁判例が存在しない。

c. 学説

香港には、外国国家関連機関の執行免除に関する学説は存在しない。

(3) 中央銀行

a. 法令

香港では、Basic Law の Article 18 を通じて、中華人民共和国において外国中央銀行の執行免除を定める『外国中銀執行免除法』が適用される。このため、外国中央銀行の財産

³⁰ The Cristina [1938] AC 485

³¹ The Ra Rung Do [1994] HKC 621

は、外国中央銀行又はその国家の政府が、書面により、免除を放棄し、又は、財産を財産の拘束及び執行に割り当てない限り、執行を免除される。同法は、外国中央銀行が当該外国政府から法的に独立しているか否かは問題とされていない。この外国中銀執行免除法は、外国中央銀行の財産に対して、香港において執行手続が開始されることを阻止している。

b. 裁判例

香港には、外国中央銀行の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

香港には、外国中央銀行の執行免除に関する学説は存在しない。

3 . 相互主義の取り扱い

(上記 2(3)a で述べたとおり、) 香港では外国中銀執行免除法が採用されている。同法の Article 3 は、reciprocity の原則が、主権免除に関して、外国中央銀行に適用することを求めている。このため、香港の裁判所は、当該外国国家の裁判所が香港の金融当局及び/又は中華人民共和国の中央銀行に対して免除を適用する場合に限り、外国中銀執行免除法によって付与された免除を適用する。

4 . 国連主権免除条約に関する状況

香港政府は国際条約を締結するために限られた権限しか有しおらず、中華人民共和国政府が、香港の代わりに当該条約を批准する責任がある³²。現地法律事務所としては、中華人民共和国政府は当該条約を批准していないと理解しており、当該条約は香港において効力を有していない。

³² Basic Law の Article 151 は、香港政府は、「経済情勢、貿易、金融及び通貨の情勢、海運、通信、観光、文化及びスポーツのような事項について、自ら、外国政府及び地域並びに国際組織との間で、関係を維持及び発展させ、並びに、契約を締結及び履行することができる」と規定している。当該条約は、これらの指定された領域の範囲から外れている。

．ベトナム

1．裁判権免除

(1) 国家

a. 法令

ベトナムには、外国国家の裁判権免除に関する制定法は存在しない。更に、外国の主権国家がベトナムの裁判所における手続を免除されるか否か、及び、商業的取引のような免除の例外が認められているか否かについて、主権免除の概念により具体的に扱う明示規定もない。但し、現地法律事務所としては、ベトナム裁判所が、外国政府に対して裁判権を行使する可能性は低いと考えている。

まず、個別法規は、外国政府はベトナムの裁判所の裁判権に服し得ることを示唆しており、理論的には、外国政府は、ベトナムの裁判所の管轄に一般に服することを前提としていられる。具体的には、Code of Civil Procedures 2004（「CCP」）の Article 2 及び 406 において、「ベトナムの裁判所は、『外国個人、団体(body)及び組織』を含む、外国の要素を含む事項について、裁判権を有すること」を認めている（「団体」は、ベトナムの法律用語では、政府当局を意味する「国家団体」に言及し得る概念である）。また、CCP の Article 406(2)は、「外国の団体は民事訴訟においてベトナムの団体と同じ権利及び義務を有する」と規定している。ベトナム政府当局もベトナム裁判所で訴えられ得ることからも、外国の政府当局もベトナムの裁判所において訴えられ得ると考えられる。更に、CCP の Article 410(2)は、より具体的に、「ベトナムの裁判所は、本店又は管理事務所、支店若しくは代表事務所をベトナムに置いている場合、紛争に係る法的論点がベトナム法に依拠している場合、又は、紛争に係る契約が一部若しくは全部ベトナムで履行された場合、において、外国団体について裁判権を有する」ことを規定している。逆に、ベトナム法が、外交機関及び領事館に対して手続からの免除特権を明示的に付与していることから、その他の対象はかかる免除特権を享受しないと黙示に解釈されることから補強される。

しかしながら、実際には、ベトナム裁判所は、（明示的に免除特権を付与されていない場合に裁判権を行使するのではなく、）明示的に裁判権が与えられた場合にのみ当該権限を行使する可能性が高い。（上記で説明した）「外国国家は裁判管轄に一般的に服する」と考えられる原則にかかわらず、CCP は、ベトナムの裁判所が外国政府について裁判権を有するとは明示的に規定していない。このような状況においては、現地法律事務所としては、ベトナムの裁判所は、ベトナム法に基づいて法技術的には裁判管轄を有していることにかかわらず、實際上、外国政府当局に対する裁判権を行使する可能性は低いと考える。むしろ、外国政府に係る事項は、潜在的に政治的に慎重を期するものであり、一般的には外交

ルートを通じて解決されることが期待される。

b. 裁判例

外国国家がベトナムの裁判所において訴えられたという裁判例はない。

c. 学説

ベトナムには、外国国家の裁判権免除に関する学説は存在しない。

(2) 国家関連機関

a. 法令

ベトナムには、政府から独立している機関の主権免除特権にかかる法令は存在しない。しかしながら、現地法律事務所としては、政府当局は、政府から独立していても、ベトナム法に基づいて外国国家の「団体」又は「組織」として扱われ、それゆえ CCP の Article 2、406 及び 420 に該当し（前述のとおり、これらの規定は、ベトナムの裁判所に対し、外国の「団体」及び「組織」について裁判権を与えている）、主権免除の問題に関しては外国国家と同じ法的立場にあるとみなされる可能性が高いと考えている。これは関係する機能が性質上公的である場合にはとりわけあてはまると考えている。

b. 裁判例

ベトナムには、外国国家関連機関の裁判権免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

ベトナムには、外国国家関連機関の裁判権免除に関する学説は存在しない。

(3) 中央銀行

a. 法令

ベトナムには、外国中央銀行の裁判権免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

ベトナムには、外国中央銀行の裁判権免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

ベトナムには、外国中央銀行の裁判権免除に関する学説は存在しない。

2. 執行免除

(1) 国家

a. 法令

ベトナムには、外国国家の執行免除に関する法令は存在しない。但し、(上記(1)aで指摘したとおり、)理論的には、いったんベトナムの裁判所が外国の政府当局について裁判権を有すれば、少なくとも理論的には、判決執行のため、又は、仮処分として、当該外国の政府当局の財産を差し押さえる権能を有すると考えられる。しかし、上記1(1)aで述べたとおり、実際には、ベトナムの裁判所が、被告が外国政府である場合に関して、執行手続きを開始する可能性は低いであろう。なお、仮処分を命令する裁判所の権能を扱う Article 99 乃至 126 では、国内及び外国の当事者は区別されていない。

b. 裁判例

ベトナムには、外国国家の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

ベトナムには、外国国家の執行免除に関する学説は存在しない。

(2) 国家関連機関

a. 法令

ベトナムには、外国国家関連機関の執行免除に関する法令は存在しない(上記(1)a参照)。

b. 裁判例

ベトナムには、外国国家関連機関の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

ベトナムには、外国国家関連機関の執行免除に関する学説は存在しない。

(3) 中央銀行

a. 法令

ベトナムには、外国中央銀行の執行免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

ベトナムには、外国中央銀行の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

ベトナムには、外国中央銀行の執行免除に関する学説は存在しない。

3 . 相互主義の取り扱い

ベトナム裁判所は、外国の裁判所がベトナム国家に関して主権免除を制限するのであれば、reciprocity に基づき、ベトナムの裁判所は当該外国に対して同じく主権免除の主張を制限する可能性が高い。即ち、CCP の Article 406(3)は、「外国の裁判所がベトナムの当事者の訴訟上の権利を制限する場合には、ベトナムは、reciprocity を根拠として、対応するその外国の当事者の訴訟上の権利を制限することができる」と規定している。この規定は訴訟手続を開始し遂行する権利のみを対象としているようであるものの、主権免除特権についても同じ原則が適用される可能性が高いように思われる。裏を返すと、外国の裁判所がベトナム国家の主権免除を認めるのであれば（権利の制限をしないのであれば）、ベトナムの裁判所は当該外国に対して同じ主権免除を認める可能性が高いと考える。

4 . 国連主権免除条約に関する状況

ベトナムは、当該条約に署名していない。

．タイ

1．裁判権免除

(1) 国家

a. 法令

タイには、外国国家の裁判権免除に関する制定法は存在しない（大使館の例外を除く）。一方、タイ国内法の解釈として、外国国家が免除特権を享受できるか否かは明確ではない。

タイの法令では、まず、一般に自然人又は法人のみが裁判所において訴え又は訴えられる（訴訟主体となる）。タイ裁判所は、外国政府主体が訴訟主体であるか法人か否かを判断するに際しては、法令に基づく法的主体であり、自然人が、契約締結、訴訟、財産所有その他目的のために行動する主体として設立したものか否かを当該主体の設立準拠法の下で判断する。（訴訟主体性のある）法人であると判断されると、当該法人は、Civil and Commercial Code of Thailand(以下、CPC)に基づき民事訴訟に服する。CPCによれば、次に掲げる場合、外国法人（タイに所在していない法人）に対して訴状が提出され得る。

- (a) 被告が過去二年間にタイに所在したことがある場合
- (b) 被告がタイで取引の全部又は一部を行い又は過去二年間に行ったことがある場合
- (c) 請求原因がタイの土地又は地代を含んでいる場合

b. 裁判例

タイには、外国国家に対して裁判権を行使した裁判例は見当たらない。

c. 学説

タイには、外国国家の裁判権免除に関する学説は見当たらない。

d. 備考

タイの学説は、政府当局が訴えられた場合、その政府当局が送達代理人をタイにおいて定めない限り、送達は外交ルートを通じて行われなければならない、と解している。

(2) 国家関連機関

a. 法令

タイには、外国国家関連機関の裁判権免除に関する法令は存在しない（上記(1)a参照）。

b. 裁判例

タイには、法人ではない政府当局に対して裁判権を行使した裁判例は見当たらない。

c. 学説

タイには、外国国家関連機関の裁判権免除に関する学説は存在しない。

(3) 中央銀行

a. 法令

タイには、外国中央銀行の裁判権免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

タイには、外国中央銀行の裁判権免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

タイには、外国中央銀行の裁判権免除に関する学説は存在しない。

2. 執行免除

(1) 国家

a. 法令

タイには、外国国家の執行免除に関する法令は存在しない。外国国家の財産に対する執行は、当該外国国家がタイの裁判所による終局判決に服する場合にのみ起こり得る。なお、終局判決に服するためには、外国国家は法人でなければならない。

b. 裁判例

タイには、外国国家の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

タイには、外国国家の執行免除に関する学説は存在しない。

d. 備考

タイの裁判所は、外国の判決（政府当局に対するものであるか否かを問わない。）を執行しないが、外国の仲裁判断は 1958 Convention on the Recognition and Enforcement of

Foreign Arbitral Awards (New York Convention) に基づいて執行する。

(2) 国家関連機関

a. 法令

タイには、外国国家関連機関の執行免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

タイには、外国国家関連機関の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

タイには、外国国家関連機関の執行免除に関する学説は存在しない。

(3) 中央銀行

a. 法令

タイには、外国中央銀行の執行免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

タイには、外国中央銀行の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

タイには、外国中央銀行の執行免除に関する学説は存在しない。

3 . 相互主義の取り扱い

タイには、主権免除に関連して、reciprocity を規定する法律は存在しない。

4 . 国連主権免除条約に関する状況

タイは、当該条約に署名していない。しかし、タイの Ministry of Foreign Affairs は、当該条約に参加する意思を表明し、最近外国国家とその機関に主権免除特権を付与する法律草案を公表した（タイ語のみ）。その法案は、商業的取引の例外を含んでいる。

・ 韓国

1 . 裁判権免除

(1) 国家

a. 法令

韓国には、裁判権免除に関する制定法は存在しない。

b. 裁判例

韓国には、外国国家の裁判権免除に関して制限免除主義を採用した最高裁判所の判例がある。具体的には、1998年12月17日(事件番号97 Da 39216)に、慣習国際法に基づき、外国国家の行為が、主権に基づいており、又は、主権と密接に関連しており、韓国の裁判所の裁判権の行使が外国国家の主権性に対して不当に干渉するものでない限り、韓国の裁判所は当該外国国家の私的な行為(private activity)について裁判権を行使できると判示している。当該判例は、それまでの絶対免除主義に基づく判例を改めたものである。

当該判例では、「私的な行為」に関する具体的な基準は示されていない(その後も、当該基準を示した裁判例はない)。但し、当該判例は、外国国家の行為(当該事案では、雇用契約及び被告である United States Army and Air Force Exchange Service の原告に対する解雇)に対して裁判権を行使するか否かは、当該行為の法的性質と主権行為との関係に基づいて、被告の使命と具体的な行為、原告の立場と職務記述、原告の職務行為と国家の主権行為との関係といった諸般の事情を勘案して決定しなければならないと判断した。

当該判例の解釈は学説によって異なっており、問題となっている行為の性質のみを判断基準とする「性質基準説」を採用したと述べるものがある一方、行為の性質のみならず他の関連事情をも考慮する「総合的アプローチ」を採用したと述べるものもある。

c. 学説

韓国の多数説は制限免除主義を支持しており、上記判例以外には、外国国家が任意に免除を放棄した場合、又は、韓国の領土主権に服する韓国にある不動産に関する場合には、韓国の裁判所は裁判権を行使できると述べる学説もある。

「主権行為」と「私的な行為」の基準については、「行為目的基準説」、「行為性質基準説」及び「折衷説」といった学説が韓国でも議論されている。行為目的基準説は国家による貿易行為その他の商業的行為を除外することになることから、行為性質基準説の方が公平とする見解がある一方、それぞれの学説の短所を指摘し、最高裁判所が制限免除主義を採用したことを進歩として認めつつも、最高裁判所が明確な基準を提示しなかったことを批判

し、法的安定性の観点から、韓国も他の先進国が制定している法令を参照して立法措置を採るべきと指摘する意見もある。

(2) 国家関連機関

a. 法令

韓国法には、国家関連機関の扱いについて言及した制定法は存在しない。

b. 裁判例

韓国には、外国国家関連機関の裁判権免除に関する裁判例は存在しない（このため、上記(1)の分析が、政府当局又は中央銀行について同様に適用され得るか否かは明確でない）。

c. 学説

韓国では、外国国家関連機関の裁判権免除に関してあまり議論がなされておらず、確立した学説は存在しない。

d. 備考

現地法律事務所としては、政府当局又は中央銀行が外国国家と同じ機能を遂行するとみなされ得る場合には、政府当局又は中央銀行も、主権免除に関する法理が適用され得ると考えている。もっとも、韓国の Civil Procedure Code の Article 51 並びに Civil Code の Article 3 及び Article 34 の解釈としては、独立した法人格を有しない政府当局は民事訴訟の当事者となることができない。従って、外国の政府当局又は中央銀行が独立した法人格を有しない場合、韓国の裁判所は、当該団体に対する訴えを却下する可能性がある。

(3) 中央銀行

a. 法令

韓国法では、中央銀行の裁判権免除に関する制定法は存在しない。

b. 裁判例

韓国には、外国中央銀行の裁判権免除に関する裁判例は存在しない（上記(2)b 参照）。

c. 学説

韓国には、外国中央銀行の裁判権免除に関する学説は存在しない（上記(2)b 参照）。

2. 執行免除

(1) 国家

a. 法令

外国の財産に対する執行、差押え (attachment or seizure) に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

外国の財産に対する執行、差押えに関する裁判例は存在しない。

c. 学説

韓国の多数説は、慣習国際法に従い、外国国家に韓国の裁判所の裁判権が及ぶとしても、当該外国の（韓国にある）資産に対する執行が自動的に許容されるわけではなく、当該外国資産に対する執行するためには、(1)外国が裁判権の主権免除を放棄している場合であっても、当該外国が執行に服する旨の別途の承諾が必要であり、(2)当該資産は、大使館のような当該外国国家の主権行使のために用いられるものではなく、商業目的のために用いられるものに限られる、と解している。

d. 備考

現地法律事務所としては、韓国の裁判所が、外国国家の執行免除に関して、慣習国際法に基づき、多数説と同様の立場を採用するであろうと考えている。

(2) 国家関連機関

a. 法令

韓国には、外国国家関連機関の執行免除に関する法令は存在しない（上記(1)a 参照）。

b. 裁判例

韓国には、外国国家関連機関の執行免除に関する裁判例は存在しない（上記 1(2)b 参照）。

c. 学説

韓国には、外国国家関連機関の執行免除に関する学説は存在しない（上記 1(2)b 参照）。

(3) 中央銀行

a. 法令

韓国には、外国中央銀行の執行免除に関する法令は存在しない（上記(1)a 参照）。

b. 裁判例

韓国には、外国中央銀行の執行免除に関する裁判例は存在しない（上記 1(2)b 参照）。

c. 学説

韓国には、外国中央銀行の執行免除に関する学説は存在しない（上記 1(2)b 参照）。

3．相互主義の取り扱い

韓国には、主権免除に関して、相互主義の取り扱いについて言及した法令はなく、議論した学説も殆ど存在しない。また、最高裁判所の判例で Reciprocity に言及したものはなく、判例法上、Reciprocity の原則が韓国の裁判所が主権免除を付与するか否かにあたっての要素であるか否かを判断することは困難であると考えている。

まず、下級裁判例には、主権免除における Reciprocity に言及するものがある（ソウル高等裁判所・1995年5月19日事件番号 94 Na 27450）。当該判決では、外国による行為の性質又は法的関係に基づき当該行為が商業的行為とみなされる場合には、韓国裁判所は、外国に対して裁判権を行使し得ると判示した。当該判断に際しては、裁判所は、被告（アメリカ合衆国）も、米国 Foreign Sovereign Immunities Act に基づき、商業的行為については、外国に対して主権免除を付与しておらず、かかる法令に基づき、被告は韓国に対して裁判権を行使したことがあることに触れており、Reciprocity が韓国の裁判所による裁判権行使に際しての判断材料の1つであることを示唆している。しかしながら、当該判断にかかる最高裁判所への上訴に際して、主権免除に関する点は被告によって争われなかったため、最高裁判所は、この点について判示していない。また、上記 1(1)b で述べた制限的主権免除主義を採用した最高裁判例においても、Reciprocity の原則は議論されていない。

4．国連主権免除条約に関する状況

韓国は、当該条約に署名していない。

XI . インド

1 . 裁判権免除

(1) 国家

a. 法令

インドには、外国国家の裁判権免除に関する条項が Civil Procedure Code(以下、「CPC」)に存在し、外国国家は、その承諾がある場合又は一部の不動産にかかる訴訟の場合を除き、インド中央政府が承諾しない限り、裁判権を免除されるとしている。具体的には、CPC の Section 86 が、次のように規定しており、外国国家は、Section 86(1)但書の場合(上記、 の場合)を除き、訴え提起前にインド中央政府の書面による承諾が得られない限り、インド裁判所で訴えられることはない。また、当該承諾が与えられるのは Section 86 (2)各号の場合に限られる。Section 86 は、根拠のない訴訟への対応に悩まされることから外国国家を保護することを目的としている。

CPC Section 86

(1) 外国国家は、訴え提起前に中央政府の大臣(Secretary)の書面による承諾が得られない限り、いかなる管轄を有する裁判所において訴えられない。但し、不動産の賃借人である個人は、当該不動産を所有し又は所有していると主張する外国国家を、かかる承諾なくして、訴えることができる。

(2) かかる承諾は、特定の単独若しくは複数の訴訟に関して、又は、特定の単独若しくは複数の集団に係る全ての訴訟に関して、与えられ、また、訴訟又は訴訟の集団について、当該外国国家が訴えられる裁判所を特定することができるが、当該外国国家が、次のいずれかに該当すると中央政府が認めない限り、与えられてはならない。

(a) 当該外国国家を訴えようとしている個人に対して、当該裁判所において、訴訟を提起した場合、

(b) 自ら又は何らかの方法によって、当該裁判所の管轄の地理的範囲内において、取引をしている場合、

(c) かかる地理的範囲内にある不動産を占有しており、かつ、当該不動産又はそれに係る金銭に関連して訴えられようとしている場合、又は、

(d) 本条項によって与えられた特権を明示又は黙示に放棄した場合

(3) 当該政府の大臣によって書面によって証明された中央政府の承諾がない限り、外国国家の財産に対して判決を執行することはできない。

(4) 前各項の規定は、次に関連して適用される。

(a) 外国国家の統治者(ruler)

- (aa) 外国国家の大使又は使節
 - (b) 連邦国家の高等弁務官
 - (c) 中央政府が、一般的に又は特別な命令によって、外国国家の職員、外国国家の大使若しくは使節、又は連邦国家の高等弁務官の職員若しくは随行員に代えて指定する者
- (5) 略
- (6) 第(1)項に定める承諾の付与のために中央政府に対して依頼がなされた場合、中央政府は、当該依頼の全部又は一部に応じることを拒絶する前に、当該依頼をした者に対して、聴取される合理的な機会を与えなければならない。

なお、上記 Article 86 に従い、外国国家（又は外国国家の機関）に対して訴訟が提起された場合、訴訟関係人は、インド中央政府に対し、Section 86(1)で求められている承諾の付与にかかる依頼をしなければならず、同政府は、事案に関する全事実及び状況を考慮して、当該依頼に応じるか、拒絶しなければならない。言い換えれば、Section 86 は、民事的性質を有する全ての訴訟を審理する資格のある裁判所の権能に対して手続制限を付しており、外国国家に対して賠償が請求された場合はいつでも、裁判所は、その請求が提出される前に、その訴訟関係人が中央政府の承諾を得ているか否かを確認しなければならない。

b. 裁判例

CPC の Section 86 に定める外国国家の承諾が取得された場合には、主権免除の抗弁は適用されない。裁判例において示された主権免除の概念を整理すると、以下のとおり。

裁判例

全ての国家は他の外国国家の独立を尊重するということが、国際法の確立された原則である。この絶対的な独立性及び国際礼譲は、主権国家の間の関係を明確に示している。CPC の Section 86 の目的は、国際法の原則に効力を与えることにある。しかし、インドでは、一定の状況において中央政府が承諾した場合には、訴訟提起され得るため、特権は制限されたものに過ぎない。独立した主権国家は、自らの訴え又は訴えられる権利及び義務を法律で規定することができるのと同じく、その裁判所において訴え又は訴えられる外国国家の権利及び義務を規定することができる。従って、Section 86 は、国際法によって承認された主権免除の原則の範囲を変更するものということができる。Section 86 で要求されている中央政府の承諾を得て、インドの裁判所に訴訟が提起された場合、いかなる外国国家も主権免除の原則に依拠することは許されない。

c. 学説

インドには、外国国家の裁判権免除に関する学説は存在しない。

d. 備考

インドでは、インド政府に対する訴訟も一定の範囲のみ可能である。

即ち、インドの憲法 Article 300 は、「インド政府は、Union of India の名において、訴え又は訴えられることができ、国家の政府は、国家の名において、訴え又は訴えられることができる」と規定している。当該条項を受けて、CPC の Part IV は、政府又は公的立場にある公務員による又は対する訴訟を扱っている。当該関連条項によれば、免除特権の抗弁は、インド政府が商業的又は私的な事業に関与している場合、又は当該公務員が法律に違反していると認められ、政府がその公務員又は従業員による不法行為について代わりに責任を負わされる場合には、主張できない。CPC に基づく訴訟の唯一の要件は、実際に訴訟を提起する前に政府当局に通知することである。当該用件は、政府に可能であれば請求に対応する機会を与え、それによって政府に対して係属している訴訟の数を増加させることを防ぐために、同様に、Section 86 は外国統治者、大使、及び使節に対する訴訟を扱っている。

(2) 国家関連機関

a. 法令

インドには、外国国家関連機関の裁判権免除に関する明示的な法令・条項は存在しない。

b. 裁判例

インドには、上記 CCP Section 86 の下で、外国国家の関連機関(instrumentality)に対して裁判権免除を認めた裁判例がある。当該裁判例によれば、外国国家関連機関が、政府から法的に独立していても、政府によって所有されており、又は、政府の部門又は機関である場合には、外国国家と同様に、一定の例外を除き、インド中央政府が承諾しない限り、裁判権を免除される（外国国家機関が、インド裁判所で被告となるのは、当該訴え提起前にインド中央政府の書面による承諾した場合のみである）。

上記は、「主権免除の観点からは、外国国家の意味には、外国国家の機関を含む」とした判例法に基づく。判例の一例は、Veb Deautfracht Seereederei Rostock (D.S.P. Lines) a Department of the German Democratic Republic v. New Central Jute Mills Co. Ltd.及び (1994) 1 SCC 282 及び (1994) 1 SCC 282 である。当該判例では、DSP Lines による「DSP Lines は German Democratic Republic によって所有されているので Section 86 (2) の権利が適用される」旨の主張は、「DSP Lines は people of Germany によって所有されており、ドイツ憲法の Article 12 の観点から、DSP Lines は国有財産であった。」と記載されたドイツの counsel general からの証明書に基づき、裁判所によって認められた。

また、Royal Nepal Airline Corporation v. Monorama Mehar Singh Lgha³³では、「外国法人(corporation)も、一定の基準を満たせば、主権免除に関して「外国国家」と同じ法的立場に立ち得る」と判示された。なお、当該判例では、外国国家にかかる法人の主権免除

³³ MANU/WB/0071/1966

の主張は、当該企業(undertaking)又は法人に代わって提供される資料に基づいて検討する必要があること、当該法人が一定の憲法の条項その他により当該外国国家の手段であると認められる場合、当該法人が独立した団体であっても、当該法人は主権免除に関して外国国家の部門であるとみなされなければならないこと、が示されている。

c. 学説

インドには、外国国家関連機関の裁判権免除に関する学説は存在しない。

(3) 中央銀行

a. 法令

インドには、外国中央銀行の裁判権免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

インドには、外国中央銀行の裁判権免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

インドには、外国中央銀行の裁判権免除に関する学説は存在しない。

d. 備考

現地法律事務所としては、日本銀行が法定の法人であり、それ自体日本政府の機関である場合には、Section 86(2)の対象とされ、インドにおいて日本銀行を訴追するためには中央政府の事前の認可が要求されるものと考えている。この点に関し、当事務所は、「統治者」から法的に独立している外国政府当局が、政府の機関であること、すなわち、政府によって所有されており、又は、政府の部門又は機関であることを立証できることを条件として、インドにおいて事業を遂行している「外国国家」と同じ立場であると確認する。

2. 執行免除

(1) 国家

a. 法令

インドには、外国国家の執行免除に関する法令が存在する。外国国家は、その中央政府が承諾しない限り、執行を免除される。具体的には、(上記 1(1)a で述べたとおり、) CPC の Section 86(3)は、当該政府の大臣によって書面によって証明されたとインド中央政府が承諾しない限り、外国国家の財産に対し判決を執行することはできない、と規定している。

b. 裁判例

インドには、外国国家の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

インドには、外国国家の執行免除に関する学説は存在しない。

d. 備考

CPC の Section 86(3)に基づいてインド中央政府が承諾した場合において、裁判所が望ましいと考えるときは、インドにある外国国家又はその手段の資産を差し押さえる（attach）ことができると考えられる。当該判断は、法令には外国政府に属する財産の差押えを制限するものは存在しない、という我々の分析に基づく。

具体的には、CPC の Section 60 は、インドの裁判所が訴訟当事者の財産を差し押さえることを一般的に許容する一方、(1)(a)乃至(p)は、差押えを免除される一定の財産を列挙している。これらの例外は、外国企業に属する財産に関連するものは規定されていないことを踏まえると、許容されると考えられる。

(2) 国家関連機関

a. 法令

インドには、外国国家関連機関の執行免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

インドには、外国国家関連機関の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

インドには、外国国家関連機関の執行免除に関する学説は存在しない。

(3) 中央銀行

a. 法令

インドには、外国中央銀行の執行免除に関する法令は存在しない。

b. 裁判例

インドには、外国中央銀行の執行免除に関する裁判例は存在しない。

c. 学説

インドには、外国中央銀行の執行免除に関する学説は存在しない。

3．相互主義の取り扱い

インドには、主権免除における Reciprocity に関する法令は存在しない。

4．国連主権免除条約に関する状況

インドは、2007年1月12日に当該条約に署名したが、これまで批准していない。このため、当該条約はインドにおいて効力が生じていない。

以上